

2026年4月

公益社団法人日星電気奨学会
2026年度 奨学生募集要項

公益社団法人日星電気奨学会
代表理事 村上 義隆

■公益社団法人日星電気奨学会について

当法人は、静岡県内の高校を卒業見込みの生徒で、工学等の理系の大学に入学を予定している者のうち、品行方正かつ経済的支援を求める者で学業優秀である者に対し奨学金事業を行うことにより社会有用な人材の育成に貢献し、もって地域社会ひいては我が国の発展に寄与することを目的として、2024年10月に設立されました。

■当法人の奨学金の特長

奨学金の特長は次のとおりです。

- ① 奨学金は支給とし、返済の義務はありません。
- ② 当法人の奨学金以外の奨学金を受けている方も応募可能です。

1. 奨学生となるための応募資格

次に掲げる条件をいずれも満たす方は、奨学生の応募資格を有します。

- ① 2027年3月に静岡県西部内（浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町）にある高校を卒業見込みであること。
- ② 2027年4月に工学等の理系の大学（高等専門学校含む）に入学を予定していること。
- ③ 在籍する高校における平均評定値が3.0以上であること。
- ④ 世帯年収800万円以下であること。なお、応募者からの申告に基づき、家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている方）の所得の種類、金額、世帯構成、通学形態、家庭の事情などを総合的に考慮する。

2. 奨学生に対する奨学金支給内容

奨学生に対する奨学金の支給内容は、次のとおりです。

支給金額	支給期間	支給方法
年額 36 万円 (月額 3 万円)	大学入学時から正規の最短修業年限の終期まで。 ただし、大学卒業後に大学院に進学した場合は修士課程の最短修業年限の終期まで。	届け出のあった本人名義の預金口座に 3 万円を毎月 20 日に振り込む。

3. 募集内容

(1) 募集期間

2026 年 4 月～2026 年 8 月 31 日

(2) 採用予定人数

5 名程度を予定しております。

4. 応募時提出書類

	書類名	備考
提出書類	(1) 奨学生願書 (エントリーシート)	当法人ホームページより応募書類をダウンロードしてください。
	(2) 小論文	当法人ホームページより書式をダウンロードし、下記の各テーマについてそれぞれ 400 字以内で作成のうえ、添付してください。 テーマ①：大学で学び、卒業後にやりたいこと テーマ②：将来の夢のために取り組んできたこと、取り組んでいること
	(3) 写真	無帽。上半身のみ。縦 4 cm、横 3 cm で裏面に記名のうえ、願書に貼付してください。
	(4) 個人情報の取扱いに関する同意書	当法人ホームページより同意書をダウンロードして、添付してください。
	(5) 成績証明書	在籍する高校が発行する成績証明書を添付してください。(2 年次までの)
	(6) 世帯年収等に係る申告書・誓約書	当法人ホームページより書式をダウンロードし、末尾に署名押印のうえ、添付してください。
提出先	・当法人事務局へ直接郵送で提出してください。	

提出期限	・2026年8月31日 ※提出期限当日の消印有効
------	--------------------------

※提出された書類は返却不可となりますので、提出前にコピーをとっておく等ご対応ください。

5. 奨学生の選考方法

ご提出頂いた申請書類を基に、外部有識者等により構成される選考委員会にて選考を行います。選考にあたっては、以下の事項を考慮致します。

	申請書類	備考
学業成績	成績証明書 (2年次修了までの平均評定が記載されているもの)	・原則5段階評価で2年次までの平均評定値3.0以上であること。
経済的状況	世帯年収等に係る申告書・誓約書	・世帯年収800万円以下であること。なお、応募者からの申告に基づき、家計支持者(父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている方)の所得の種類、金額、世帯構成、通学形態、家庭の事情などを総合的に考慮する。
人物	・奨学生願書(エントリーシート) ・小論文	・左記の申請書類に記載されている内容から総合的に判断する。

6. 奨学生の選考結果(内定通知)

選考結果は、応募者へ直接通知します(2026年10月頃を予定)。なお選考過程についてはお答えできない旨ご了承ください。

7. 奨学金支給の決定(決定通知)

奨学生の内定者においては、大学への入学を証する書類(学生証の写し、大学の在学証明書、学生番号通知等)について、提出可能になったときから遅滞なく当法人にご提出下さい。(原則2027年4月13日必着)当該書類について当法人で確認後、奨学金支給決定の旨を応募者に直接通知します(奨学金の支給開始は書類確認後、2027年4月20日を予定)。

なお、奨学生の内定者について志望大学への入学が叶わず、翌年の志望大学への入学を目指すなどの事情が生じた場合は、本年度の奨学金支給の対象とはなりません。当法人理事会にて決定のうえ、翌年度の奨学金支給について配慮させて頂く可能性があります。

8. 奨学生の義務

奨学生に選考された者は、「遵守事項」を遵守しなければなりません。奨学金の支給期間中に遵守すべき主な事項は、以下のとおりです。

	事由	遵守事項
提出義務	在籍する大学での学業成績の証明	各学年修了時の学業成績表の受領後、遅滞なく当法人に当該成績表の写しを提出してください。
報告義務	留年、停学、退学処分、その他在籍する学校から処分を受けた場合、当法人への届出事項に変更があった場合	奨学生は、遅滞なく当法人にその旨を報告してください。
届出義務	住所変更、休学、長期（1か月以上）に亘る欠席、自主退学、転校、その他重大な意思決定を行う場合	奨学生は、左記の事由の発生又は発生を予見したときから遅滞なく当法人にその旨を報告してください。

※義務ではありませんが、奨学生は、当法人事務局から奨学生交流会への参加やアンケートへの協力等を求められた場合には、できる限りご協力ください。

9. 奨学金の停止又は終了

奨学生に次の事由が生じた場合、当法人は奨学金の支給を停止又は終了することができます。なお、奨学金の支給を停止した場合、奨学金の支給の再開の可否は、当法人理事会で決定後、ご本人に通知します。また、⑥～⑨に該当することになった場合、当法人理事会の決定をもって奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることがあります。

奨学金の停止又は終了事由	
①	在籍する学校の在籍関係を喪失した場合
②	水難、火災その他の災害により生死不明または所在不明となった場合
③	病気、その他の理由により大学等に継続して在籍する見込みのない場合
④	休学、または長期にわたって欠席した場合
⑤	留年した場合
⑥	重大な法令違反、公序良俗違反又は素行が著しく不良の場合
⑦	提出書類又は届出事項に故意又は重大な過失により虚偽の記載があった場合
⑧	大学等に在籍していないにもかかわらず、奨学金を受け取った場合
⑨	その他、奨学生としてふさわしくないと理事会が認めた場合

10. その他

当法人の奨学金の給付は、給付終了後の奨学生の進路等を制限するものではありません。

11. お問い合わせ先

ご質問や確認事項がある場合は、以下の公益社団法人日星奨学会事務局までご連絡くださいますようお願い致します。

公益社団法人日星電気奨学会 事務局

住所：〒432-8006 静岡県浜松市中央区大久保町 1509 番地

日星電気株式会社内

電 話：090-2060-6117

E-mail：scholarship@nissei-syadan.org